

III 「住まいまちづくり」の基本理念と施策

1 「住まいまちづくり」の基本理念

① 県民を中心とした多主体連携による持続可能な「住まいまちづくり」

奈良県には多様な地域や住宅地があり、住まいをとりまく環境や課題が様々であり、それぞれの地域に愛着を持ち、地域を最も良く理解している県民一人ひとりの暮らしを中心に、住まいと住まいをとりまく住環境が一体となった「住まいまちづくり」を進めていく必要があります。なお、「住まいまちづくり」を進めるためには、地域の特色に応じたコミュニティ活力の安定的な維持・向上が必要であり、そのためには県民が主役となり、自治会や地元協議会、NPO、民間事業者等が協働し、市町村と県が連携して支えることが重要です。

② 魅力ある風土を活かした豊かな暮らしの実現

奈良県には昔から人々が定住しており、それぞれの地域の特性を活かし営まれてきた多様な暮らしや、内外に誇る歴史・文化、自然環境等の資産があります。これらの地域特性や資産を大切に守り、活かしながら、県民一人ひとりが思い描く理想の生活像（＝豊かな暮らし）が実現でき、愛着や誇りを感じられる魅力あるまちをつくり、次世代に継承する仕組みを整えていく必要があります。

以上のことから、「住まいまちづくり」の基本理念を次のとおり設定します。

県民を中心とした多主体連携による持続可能な「住まいまちづくり」
魅力ある風土を活かした豊かな暮らしを育む「住まいの奈良」の実現

2 「住まいまちづくり」の基本方針

基本理念の具体化に向けて、「住まいまちづくり」の基本方針を次のように設定します。

<基本理念>

県民を中心とした多主体連携による持続可能な「住まいまちづくり」

魅力ある風土を活かした豊かな暮らしを育む「住まいの奈良」の実現

<基本方針>

方針1 住み続けられるまちをつくる

奈良県がもつ地域の個性や特性を活かしながら、土地利用や生活機能の再構築を図り、安全で快適に住み続けられる「住まいまちづくり」を進めます。また、多世代にとって魅力あるまちをつくり、愛着の持てるまちを次世代に継承する仕組みを整えます。

方針2 住まいを必要とする人を支える

低所得者や高齢者、障害者、ひとり親世帯、子育て世帯、DV被害者など、多様化する住宅確保要配慮者を含むすべての県民の居住の安定を確保するため、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を確保するとともに、個々の生活課題や不安に寄り添い、住まいの確保や入居後の生活の安定を支える市町村の住宅部局・福祉部局や不動産事業者・福祉事業者等との連携強化を図ります。

方針3 良質な住宅の供給・循環を促進する

住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成及び活用に向け、住宅の性能・品質の向上や、既存住宅の流通・利活用を促進する市場環境の整備を図ります。